

木更津市例規システム構築等業務委託プロポーザル実施要領

第1 委託等の目的

例規集をデータベース化し、例規の検索を容易にするとともに、法制執務をサポートするシステムを導入し、庁内各課等においても容易に例規の改正案文を立案することを可能にすることにより、本市職員の法制執務能力の向上及びデジタル化並びに業務の効率化の推進を図る。

また、本市の例規集を公式ホームページで公表することにより、住民の市政への関心を高め、市民参加への機会を確保する。

上記目的を達成するため、木更津市例規システム（以下「例規システム」という。）を導入し、例規システムの構築、維持管理等の業務委託に関する仕様を定める。

第2 委託等の名称、履行場所、履行内容及び履行期間

(1) 名称 木更津市例規システム構築等業務委託

(2) 履行場所 木更津市富士見一丁目2番1号

(3) 履行内容 次のとおり

ア 例規集データベースの構築

イ 例規集データベースシステムの更新及び保守

ウ ホームページ用の例規集検索システムの構築及び保守

※ 詳細は別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間 契約日から令和11年3月31日まで。なお、例規システムの運用開始日は令和6年10月1日とする。

ただし、契約は単年度毎とし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

第3 提案上限価格

18,077,728円（消費税及び地方消費税額を含む。）

初期構築費用及び購入初年度を含む5年間の総額とする。

内訳は次のとおり。

令和6年度（契約日から令和7年3月31日まで） 1,857,728円

令和7年度から令和10年度まで 各年度4,055,000円

第4 公募型プロポーザル方式を採用する理由

例規システムの構築及び保守点検並びに法令の制定改廃に関する動向を踏まえた法制執務への支援については、専門的なシステム知識、技術力並びに高度の法律知識及び構想力を有するものであり、価格のみによる競争では前記目的を達成することが困難と判断されることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

第5 契約の方法

随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書類の内容について、本市関係者で構成する木更津市例規システム構築等業務委託受託候補者審査会（以下「審査会」という。）で審査し、随意契約の相手候補（以下「受託候補者」という。）を決定する。

第6 提案資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿に登載された者
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 過去に他の自治体で同様の業務（例規システムの構築及び維持管理等の業務委託）の受注実績がある者

第7 実施スケジュール

- (1) 実施要領等の配布 令和6年2月16日（金）
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限 令和6年2月22日（木）午後5時まで
- (3) 提案資格確認結果通知書の通知 令和6年2月28日（水）
- (4) 質問受付期間 令和6年2月22日（木）午後9時から

令和6年3月1日（金）午後5時まで

- (5) 質問に対する回答 令和6年3月4日（月）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和6年3月12日（火）
- (7) プレゼンテーション 令和6年3月18日（月） 午後1時30分から
- (8) 審査結果通知 令和6年3月22日（金）
- (9) 契約締結予定日 令和6年4月1日（月）
- (10) 例規システムの運用開始予定日 令和6年10月1日（火）

なお、各日程は事務の都合により変更する場合があります。

第8 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおりホームページで交付する。

- (1) プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式）
- (2) 提案書表紙（別記第2号様式）
- (3) 木更津市例規システム構築等業務委託プロポーザル実施要領
- (4) 木更津市例規システム構築等業務委託仕様書

第9 参加意向申出

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式） 1部
- イ 法人概要書（法人の概要を記載したもの。書式は自由とする。） 1部
- ウ システム自治体実績表（本市に提案する各システムの自治体運用実績を記載したものの。書式は自由とする。） 1部

(2) 提出期限 令和6年2月22日（木）午後5時まで

(3) 提出方法 担当部局へ持参又は郵送による。

※郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

第10 提案資格確認結果の通知

木更津市は、プロポーザル意向申出書の内容について、「第6 提案資格」により提案資格を満たしているか確認し、令和6年2月28日（水）に、参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

第11 質問・回答

(1) 質問の提出期限

令和6年3月1日（金）午後5時まで

各日午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日は受け付けない。）

上記期限を過ぎた場合には、一切受け付けない。

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、質問書（別紙第3号様式）を担当部局に提出するとともに、電話により担当部局へ提出したことを連絡すること。

(3) 回答方法

令和6年3月4日（月）までに全ての質問及び回答を木更津市公式ホームページに掲載する。

(4) その他

質問の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

第12 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

本業務の履行に適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、審査会を設置し、審査会委員が、提出された提案書、見積書及び第14のプレゼンテーションによる審査を行い、その内容を総合的に評価するプロポーザル方式で受託候補者の決定を行う。

(2) 評価基準

審査の内容（大項目）	評価項目（小項目）	評価する項目
例規システム	操作性	検索及び閲覧に当たり、操作がわかりやすいものになっているかどうか。過去の改正履歴も含め、改正箇所が分かりやすく表示されるか等。
	データ更新	例規の更新頻度及び更新に関する期間に問題がなく、最新の例規の状態を維持できるか等。

例規起案・審査	視認性	改正対象の例規だけでなく、引用関係にある他の例規についても同時に点検が行えるか等。
	操作性	改正文・新旧対照表の作成や例規審査を確実かつ容易に行えるか、誰が使用しても操作が行うことが容易であるかどうか等。
	正確性	複雑な改正パターンにも対応した例規起案・改正ができるか。日本語表記、条文構造など、あらゆる角度からの点検が行えるか等。
法令・判例検索	操作性	検索及び閲覧に当たり、操作がわかりやすいものになっているかどうか等。
	収録件数	法令等の収録件数が豊富であるかどうか等。
	更新頻度	法令等の改正に迅速に対応しているものであるかどうか等。
	利便性	他のシステムとの条項単位でのリンクを実現するシステムであるかどうか等。
法令制定改廃情報の提供	提供頻度	例規引用法令の改廃があった場合にどの程度提供されるか等。
	提供内容	重要法令、本市の例規に影響が大きい法令等の制定改廃がされた場合については、例規の改正例が提供できるかどうか、例規整備に必要となる具体的な内容になっているかどうか等。
システムサポート体制	アフターケア	各システムに係る問合せ・要望に迅速かつ柔軟に対応できる運営体制が構築されているか等。
	研修実施体制	システム操作及び法制執務に係る研修の実施体制が構築されているか等。

その他サービスの提供	システム設定（任意設定度）	当市のルールにあった各種初期値設定が行えるか等。
	組織体制・信頼性	受託者としての安定性（他自治体の導入実績・セキュリティ対策などは十分か等。）
	新たな機能等の提案	法務能力向上や業務効率化に寄与する有益な提案があるか等。
見積価格		提案上限価格の18,077,728円（消費税及び地方消費税額を含む。）を超えないこと。

第13 提案方法

提案者は、以下の通り選考に必要な提案書類を担当部局に提出すること。なお、1事業者につき1つの提案の提出に限る。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（別記第2号様式） 8部

イ 企画提案書（任意形式） 8部

提案書の記載内容については特に指定を設けないが、本実施要領に定める評価基準を参照の上、評価可能となるよう記載すること。

ウ 見積書 8部

エ 会社概要（パンフレットなど） 8部

オ 財務関係書類（直近2年分の貸借対照表及び損益計算書） 8部

(2) 提出期間

令和6年2月28日（水）から令和6年3月12日（火）まで

各日午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日は受け付けない。）

上記期限を過ぎた場合には、一切受け付けない。

(3) 提出方法

担当部局へ持参又は郵送による。

※郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

(4) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書は、原則A4縦版、左綴りで両面印刷すること。A4より大きいサイズの用紙を使用

する場合は、A4判のサイズに折り込むこと。

イ 提案書は、ページ番号を付し、簡易製本すること。

ウ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際には、注釈を付すこと。

エ 提出後の書類の訂正、変更、差し替え等は一切認めない。また書類の再提出も認めない。

オ 提出された書類については、一切返却しない。

第14 プレゼンテーションの実施

審査会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、受託候補者は、審査会の審査によって決定する。

- (1) 開催日時 令和6年3月18日（月） 午後1時30分から
木更津市役所駅前庁舎 8階 会議室1
- (2) 所要時間 1事業者35分程度（20分：プレゼンテーション、15分：質疑応答）
- (3) 出席者 1事業者3名以内とする。
- (4) プレゼンテーション内容 提出した提案書をもとに説明することを主とする。
- (5) その他 当日のプレゼンテーションに必要な機材等は、技術提案書の提出者に選定された者が準備すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては木更津市で用意する。

第15 選定結果の通知

選定結果については、令和6年3月22日（金）に選定結果通知書を郵送する。選定結果についての異議申し立てには、一切応じない。

第16 選定結果の公表

選定結果の公表 選定結果については、下記のとおり公表する。

ア 選定結果については、受託候補者名及び総合計得点を公表する。

イ 公表は、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

ウ 選定結果等については、木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、条例に基づき、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報は、不開示とする。

第17 無効又は失格

次の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。

- (1) 提案書類等の必要書類を期日までに提出しない場合

- (2) 提案書類等に虚偽の記載がある場合
- (3) 提案書類の見積書の金額が当該予算額を超えている場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合
- (5) その他、本要領の内容に違反する場合

第18 契約

- (1) 受託候補者が決定された後、提案書の内容に従い、本市及び受託候補者との間の協議により別途仕様書を作成し、業務内容を決定するものとする。この場合において、木更津市財務規則（昭和62年木更津市規則第1号）第141条の規定により見積書（提案書の提出時の見積書とは別のもの。）を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認し、契約を締結するものとする。
- (2) 受託候補者に事故があり見積書の徴収が不可能となった場合、又は受託候補者との協議が整わない場合、次点者との業務詳細等を協議の上、契約を締結する。なお、受託候補者と契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡する。

第19 提案者が一者又はない場合の取扱い（取り止めの有無等）

- (1) 提案者が一者の場合には、提案のあった事業者について、第12以下に従って受託候補者の決定を行う。なお、受託候補者として決定するものを前提にしたプレゼンテーションではない。
- (2) 提案者が全く無かった場合
本プロポーザルは中止する。

第20 その他

- (1) 提案書類等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された申出書及び提案書類等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (3) 申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、参加資格確認通知後、提出期限までに提案書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) この業者選定については、委託業務に係る令和6年度予算について本市議会の議決を得られることを条件として実施するため、当該予算の内容が変更された場合又は当該予算が議決されなかった場合には、契約内容の変更、契約の延期又は契約の取り止めを行う場合がある。この場合において、受託候補者に不利益が生じたとしても、市は責を負わない。

- (5) 契約締結後において、木更津市は、受託者の業務の執行が著しく不適當である場合、又は仕様内容に基づいた成果品が納品されない場合、契約解除及び指名停止等の処置を行うことができ、公表することも有り得る。この場合において、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (6) soumu@city.kisarazu.lg.jpからの電子メールを受信できるようにパソコンの設定を行うものとする。

第21 担当部局

〒292-8501

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

総務部総務課 法規係 担当：梅田

電話番号 0438-23-7097

FAX番号 0438-25-1351

メールアドレス soumu@city.kisarazu.lg.jp

別 記

第 1 号様式

令和 年 月 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

住 所

氏 名

印

プロポーザル参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名 木更津市例規システム構築等業務委託

添付書類

- 1 法人概要書 1部
- 2 システム自治体実績表 1部

第2号様式

令和 年 月 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

住 所

氏 名

印

提案書

次の件について、提案書を提出します。

件名 木更津市例規システム構築等業務委託

第3号様式

木更津市例規システム構築等業務委託プロポーザル

質 問 書

あて先：総務部総務課 法規係 担当 梅田

〒292-8501

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

電話番号 0438-23-7097

FAX番号 0438-25-1351

メールアドレス soumu@city.kisarazu.lg.jp

質疑者 会社名 _____

担当者名 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____

※ 質疑がない場合は、提出する必要はありません。

質問内容

-
-
-